

## 福岡県公報

平成29年10月10日  
第3933号

## 目次

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 1
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ..... 1
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) ..... 1

## 公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ..... 1

## 公 告

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩稲留字ウスイ442番2及び442番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糸島市志摩稲留441番地1  
稲留神社  
代表役員 宮崎 千秋

## 公告

解散した清算法人伊良原土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良

法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年10月10日

福岡県知事 小川 洋

| 氏 名     | 住 所                  |
|---------|----------------------|
| 長 野 光 憲 | 京都郡みやこ町犀川下伊良原1459番地1 |
| 阿 部 和 夫 | 京都郡みやこ町犀川鑑畑382番地     |
| 久保田 剛   | 京都郡みやこ町犀川帆柱664番地     |
| 田 中 鉄 馬 | 京都郡みやこ町犀川上伊良原426番地1  |
| 原 田 眞 澄 | 京都郡みやこ町犀川上伊良原223番地3  |

## 公告

解散した清算法人合河北部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年10月10日

福岡県知事 小川 洋

| 氏 名     | 住 所            |
|---------|----------------|
| 高 上 正 義 | 豊前市大字山内81番地    |
| 吉 田 好 敏 | 豊前市大字下河内181番地1 |
| 岡 崎 晃   | 豊前市大字下河内1088番地 |
| 永 末 見 二 | 豊前市大字下河内1605番地 |
| 笈 木 正 博 | 豊前市大字下河内2138番地 |
| 初 山 勝   | 豊前市大字山内331番地   |
| 高 上 澄 雄 | 豊前市大字山内324番地1  |
| 夕 田 勝 茂 | 豊前市大字挾間550番地2  |
| 依 田 二 則 | 豊前市大字挾間585番地1  |

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第279号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成29年10月10日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日                            | 講習時間  | 講習場所                                |
|---------------------------------|---|-------------------------------------|
| 平成29年12月13日（水）から同年12月21日（木）までの間 | 午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

| 講習期日                            | 講習時間  | 講習場所                            |
|---------------------------------|---|---------------------------------|
| 平成29年12月18日（月）から同年12月21日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

3 受講定員

- (1) 新規取得講習

38名

- (2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講申込手続等

## (1) 受付期間

平成29年10月30日（月）から同年11月1日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

## ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

## a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

## b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

## c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

## e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に

係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

## (4) 講習受講手数料

## ア 新規取得講習

47,000円

## イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。  
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。